

## リサーチパークネットワークサービス規程

平成 13 年 11 月 1 日

医学インフォメーションテクノロジーセンター

### (趣旨)

第 1 条 このリサーチパークネットワークサービス規程（以下「サービス規程」という）は、総合医科学研究棟内総合医科学研究センター・リサーチパーク部門（以下「リサーチパーク」という）に供されるサービスを定めるものである。

### (目的)

第 2 条 このサービス規程は、リサーチパークのネットワーク環境の利用を促し、学術研究に貢献することを目的とする。

### (利用申請)

第 3 条 サービスを受けようとする組織は、所定の書類（以下「申請書類」という）により、信濃町研究支援センター（以下「研究支援センター」という）に申請し、承認を受けなければならない。

2 承認事項に変更が生じた場合は、すみやかに変更申請書類を提出し、承認を受けなければならない。

### (ネットワーク接続サービス)

第 4 条 医学インフォメーションテクノロジーセンター（以下「医学 ITC」という）は、リサーチパーク各ユニット内に設置された情報コンセントを用いて、次の各号に定めるネットワーク接続サービスを提供する。

#### (1) パブリックネットワーク接続サービス

パブリック IP アドレスを、別途定める個数貸与し、そのネットワークを慶應義塾情報スーパーハイウェイ（以下「KISH」という）に接続する。外部からのアクセス、サーバ計算機の設置をさまたげない。

#### (2) プライベートネットワーク接続サービス

プライベート IP アドレスを、別途定める個数貸与し、そのネットワークを医学 ITC で提供する NAT(Network Address Translation)機構を介して、KISH に接続する。

#### (3) キャンパス内ネットワーク延長サービス

慶應義塾大学信濃町キャンパスで学術研究を行なっている組織がリサーチパークを利用する場合、当該組織が管理、利用しているネットワークセグメントをリサ

ーチパーク各ユニットまで延長する。

(4) ネットワーク制御装置接続サービス

パブリック IP アドレスを、1つ貸与しネットワーク制御装置(NAT 装置等)を一台接続することができる。

(5) 外部ネットワーク乗り入れサービス

研究組織が商用プロバイダのネットワーク接続サービスを利用する場合、設置されている情報コンセント等を利用することができる。

(6) 上記各号の重複利用をさまたげない。

(ハウジングサービス)

第5条 研究組織が商用プロバイダ等のネットワーク接続サービスを利用する場合、組織の希望に応じて、協議の上医学 ITC のネットワークノード室にネットワーク接続装置の設置を許可する。

(トラブル対応サービス)

第6条 ネットワーク及び計算機のトラブル対応は、医学 ITC が行なう。

2 サービス時間は医学 ITC ヘルプデスク受付時間に準じる。

(フィルタリング)

第7条 フィルタリングポリシーは医学 ITC で策定し、設定する。

2 利用組織毎のフィルタリングの設定は、医学 ITC では行なわない。

3 医学 ITC が危険と判断した場合、当該組織に断り無くネットワークを遮断することができる。

(慶應義塾大学内サービスの利用)

第8条 研究組織や所属する研究者が研究に必要な情報発信を行なう場合、医学 ITC やインフォメーションテクノロジーセンター本部(以下「ITC 本部」という)等が別途提供するサービスを利用することができる。利用資格や手続き等は利用するサービスの規程に拠る。

(免責事項及び損害賠償)

第9条 利用組織がリサーチパークのネットワークサービスを利用したことにより発生したいかなる損害についても、学校法人 慶應義塾及びそれに属する組織(以下、慶應義塾)は、責任を負わない。

2 利用組織がリサーチパークのネットワークサービスを利用することにより他の利用組織、又は第三者に損害を与えた場合、慶應義塾は、責任を負わない。

3 利用組織がこの利用規定に違反し慶應義塾に重大な損害を生じさせた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第10条 リサーチパークのネットワークサービスに関する事務は、研究支援センターがこれにあたる。

(雑則)

第11条 この規程に定めない事項及び疑義が生じた場合、必要事項は、研究支援センター、医学 ITC、ITC 本部で協議し、ITC 運営委員会の議を経て、医学 ITC 所長がこれを定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究支援センター、医学 ITC、ITC 本部で協議し、ITC 運営委員会の議を経て、医学 ITC 所長がこれを定める。

附則

この規程は平成 13 年 11 月 1 日から施行する。